

基労補発第0206001号

平成19年2月6日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

温泉保養等の廃止に伴う運用上の留意事項について

温泉保養等の廃止については、平成19年2月6日付け基発第0206001号により通達されたところであるが、その廃止に当たっての事務処理については、下記の事項に留意されたい。

記

1 温泉保養の廃止について

(1) 温泉保養の廃止に係る経過措置

本事業は平成18年度限りで廃止することとしているが、経過措置として平成19年度においても一定期間温泉保養を受けられることとしたので、次の点に留意し適正な事務処理を行うこと。

ア 申請の受付期限は、平成19年3月末日（同日は土曜日のため、受付期限は休日の翌日である同年4月2日となる。）までであること。

イ 温泉保養を受けられる期間は、平成19年9月30日までであること。

ウ 温泉保養に係る旅費及び委託費の請求書の提出期限は、支払処理の観点から、申請人が保養施設の利用を終了した日から2カ月以内とすること。

このため、温泉保養券の発行の際には、申請人に対し、旅費の請求期限について十分に説明を行うとともに、利用が予定される保養施設に対しては、当該温泉保養に係る委託費の請求期限についての連絡調整を行うこと。

エ 上記ウの期限を過ぎても旅費又は委託費の請求が行われなきには、申請人に温泉保養券の使用状況を照会の上、使用されている場合には、申請人、保養施設に対し速やかに請求を行うことを求めること。

オ 上記のほか、本経過措置の取扱いについては、平成19年4月1日改正前の労働福祉事業実施要綱に準じること。

(2) 廃止に係る周知

ア 申請希望者に対して適宜窓口等で周知するほか、別添1の周知文例を参考に貴局のホームページ等にて周知を図ること。

イ 保養施設に対しては、別添2の文例を参考に、速やかに周知を行うとともに、温泉保養に関する委託契約を平成19年9月30日をもって解約する旨の予告を行うこと。

2 温泉保養以外の廃止について

利用実績がないため廃止するものであることから、特段の周知は必要がないこと。

周知文例

温泉保養の廃止のお知らせ

温泉保養につきましては、労働者災害補償保険法第29条に基づく労働福祉事業の一環として、重度の障害を残した被災労働者の方々に対して、円滑な社会復帰を促進することを目的に実施してきたところでありますが、このたび、労働福祉事業費を含めた国の特別会計の見直しに係る政府全体の取組みを踏まえ、平成18年度限りで廃止することとなりました。

本事業のご利用を予定していた方々には、ご迷惑をおかけしますが、労災保険制度における社会復帰促進対策につきましては、今後とも引き続き、アフターケア等の施策により推進していく所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、申請書の受付は、平成19年4月2日(月)をもって終了となります。

〇〇労働局労働基準部労災補償課

(別添2)

番 号  
平成 年 月 日

住 所  
保養施設名  
代表者名 殿

〇〇労働局長

### 温泉保養の廃止及び委託契約の解約についてのお知らせ

労働福祉事業としての温泉保養の実施につきまして、日頃よりご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

さて、本事業につきましては、傷病が治癒した被災労働者に対して保養の場を提供することを目的に、昭和23年度より実施してきておりますが、今般、労働福祉事業費を含めた国の特別会計の見直しに係る政府全体の取組みを踏まえ、平成18年度限りをもって廃止することとなりました。

なお、保養施設の利用期間につきましては、経過措置として、平成19年9月30日まで延長することとしておりますので、当該期日までの間、引き続きご協力をお願い致します。

また、併せて本通知をもちまして、温泉保養に関する委託契約第〇条に基づき、平成19年9月30日をもって、本委託契約が解約となりますことを予めご連絡させていただきますとともに、本事業の終了に当たって、下記の事項につき、ご留意いただくようお願い致します。

### 記

温泉保養の委託費の請求書については、温泉保養の利用者が貴施設の利用を終了した日から2カ月以内に提出されますようご協力をお願い致します。